

泉佐野市立日根野小学校PTA規約

第一章 総則

第一条 名称及び事務所

本会は泉佐野市立日根野小学校PTA以下、本会といふと称し、事務所を泉佐野市立日根野小学校（以下、本校という）に置く。

第二条 目的

本会は、学校・家庭が緊密な連絡協力をし、学校・家庭・地域における児童の健全な成長と安全を守る為協力し、学校教育・家庭教育・社会教育の進展に寄与することを目的とする。

第二章 事業及び方針

第三条 事業

本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。
①本会は、親又は保護者と教職員協力し、児童の生活及び学力の向上を図る為の教育活動を援助する。
②本会は、会員相互の研修及び親睦を図る。
③その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第四条 方針

本会は、教育を旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
①本会は、児童の福祉を増進するために家庭・学校及びその他学区内のあらゆる力を結集して民主教育を増進する。
②本会は、同じ目的を持つ他の団体と協力する。
③本会は、教育団体であるので宗教・政治の性格をもたない。
④本会は、学校の教育方針や管理について不当に干渉しない。

第三章 会員

第五条 会員

本会は、次の会員を待つて組織する。
①本校児童の親又は保護者
②本校に勤務する教職員
③本会の趣旨に同意し、上記以外で入会を希望する人

第四章 役員及び顧問

第六条 役員

本会に次の役員を置く。
①会長 一名 本校児童の親又は保護者（男女を問わない）
②副会長 二名 本校児童の親又は保護者（女性一名以上）
・ 委員会議長兼務（男女を問わない）
・ 家庭教育部子総長兼務（女性）
③書記 二名 本校児童の親又は保護者及び本校教職員（男女を問わない）
④会計 二名 本校児童の親又は保護者及び本校教職員（男女を問わない）
⑤会計監査 二名 本校児童の親又は保護者（男女を問わない）

第七条 顧問

本会に次の顧問を置く。
①本校、前PTA会長
②泉佐野市PTA連絡協議会の役員（別途選出した場合）

第八条 役員・委員の選出

本会は、役員・委員の候補者を定める為に指名委員会を設ける。

一、指名委員会の構成

- ①役員
 - ②委員
 - ③教職員 二名
- 二、役員候補者
- ①立候補又は推薦を受け、これを承諾した者で、指名委員会の承諾を得た者（立候補は、概ね十月頃受け付ける）
 - ②指名委員会の指名を受け、これを承諾した者（役員が重複する場合は、調整することがある）
 - ③公選による公職にあるものは、役員にならない。
 - ④役員・委員の兼任は妨げない。但し、会計監査は、独立部門とする。

三、選出方法

- ①年度末総会において、無記名投票し、多数決で決定する。
- ②候補者が定数内の場合には、無投票当選とする。

第九条 役員・委員の任期

本会の役員・委員の任期を次のように定める。
①役員・委員の任期を二年とする。但し、再任を妨げない。
②役員に欠員が生じた場合、臨時総会にて選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

第五章 委員

第十条 委員

本会に次の委員を置く。
①地区委員 各地区男女各一名
②学生委員 各学年クラス数×二名
③委員長 一名を置くことが出来る。

第十一条 委員の選出

本会の役員及び顧問は、委員を兼任できない。以下の方法により委員の選出を行う。
①地区委員 各地区にて男女各一名を民主的に選出する。
②学生委員 泉佐野市立日根野小学校PTA委員細則により民主的に選出を行う。
③地区委員と学生委員の兼任はできない。
④委員長 委員会にて民主的に選出する。

第十二条 委員の任期

本会の委員の任期を次のように定める。
①委員の任期を二年とする。但し、再任を妨げない。
②委員に欠員が生じた場合は、補欠を行わない。但し、立候補がある場合は、この限りではない。

第十三条 委員・顧問・前役員の仕事

本会の役員の仕事は、次の通りとする。
①会長は、会を代表し、役員会・委員会等のすべての集会の報告を受け、総会の運営を図る。
②副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代表を務め、委員会の運営にあたる。（通常、次年度の会長の任にあたる）
③書記は、全ての会員及び活動の記録をし、各種の会合の通知を行う。
④会計は、本会の全ての金銭の収入・支出の記録と領収書を保管し、会計簿は求めに応じて随時閲覧に供すると共に、年度末の総会に於いて会計監査の監査を経た決算報告を行う。
⑤会計監査は、会計を監査する。
⑥顧問は、会長の諮問を受け、本会の運営に協力する。
⑦委員は、委員会を構成して、会長の指示を受け、本の義務を行う。委員会等に於いて代理出席を認める）
一、地区委員は、特に地区の連絡親睦に務める。
二、学生委員は、特に学年の連絡親睦に務める。
三、委員長は、特に委員会を代表して業務の進行を務める。
⑧前役員は、児童在学中は、本校PTA活動に積極的に協力する。

第六章 機関

第十四条 機関

本会の機関は、次の通りとする。
①総会
②役員会
③委員会
④集会

第十五条 総会

総会は、本会の最高議決機関とする。
①通常総会は、年度初めと年度末に開催し、次の事項を議決する。
・ 年度初めの総会は、本年度予算及び、その他、重要事項を取りあげる。
・ 年度末総会は、決算・役員・委員の選出・その他、重要事項を取りあげる。
②臨時総会は、会長が認めた時、又は、会員の五分の一以上の要求によって、随時開くことが出来る。
③総会は、全会員の三分の一以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十六条 役員会

本会役員会は、第十六条の役員により構成する。
①本会の運営方針及び、議案の審議を行う。本会は、最高執行機関として総会の決定事項を具体的に協議し、執行する。但し、緊急を要する事項が生じた場合は、総会の代行議決機関とするが、総会にて報告し、承認を得なければならない。
②本会役員会は、本会運営に於いて必要があるときは細則を審議し、委員会の議決を経て細則を定めることができる。

第十七条 委員会

本委員会は、第十条の委員及び役員・校長により構成し、議長は本会副会長が務める。
①委員会は、事業の規格運営にあたり、総会に提出する議案を審議する。
②委員会は、本会役員会で審議された細則を審議し、議決する。議決については、出席者の過半数の同意を必要とする。

第十八条 集会

学級別・学年別・地区別・その他の集会有必要に応じて随時開くことが出来る。

第七章 会計

第十九条 会費

本会の会費は、委員会にて審議し、総会の議決を経定められる。

第二十条 収支

①本会の活動に要する経費は、会費・事業収入・寄付金の収入をもってあてる。収入・支出の種類ならびに額の決定については、総会の承認を得なければならない。
②本会の運営に関し、急を要する事業（支出）については役員会にて決定できるものとする。この場合、総会にて報告し、承認を得なければならない。

第二十一条 会計年度

本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第二十二条 収支の使途

本校校長は、学校経営の為に本会から委ねられた経費の使途については、会計に対し、正確な報告をしなければならない。

附則

- ・ 本規約の施行は昭和五十六年一月十五日とする。
- ・ 本規約は、総会で三分の二以上の賛成により改正できる。
- ・ 但し、事前に通告しておく必要がある。
- ・ 平成二年五月一日 一部改正
- ・ 平成九年四月二十日 一部改正
- ・ 平成十七年四月二十七日 一部改正
- ・ 平成十九年四月二十六日 一部改正
- ・ 平成二十二年十月三日、一部改正